

「福祉施設(事業所)に求められるマイナンバー制度の 理解とその対応」研修会 開催要綱

1. 目的

日本国内の全住民に一人ひとり異なる12桁の番号を割り当てる「マイナンバー(個人番号)」の利用が、平成28年1月から社会保障、税、災害分野で開始します。

「マイナンバー」は、法人規模に関わらず全ての法人が対象となる制度で、福祉職場にとっても影響が大きく、適切に対応することが重要です。

しかし、制度内容への理解も十分でなく、スムーズに準備をすることができていない法人事業所も少なくありません。

本研修会では、マイナンバー制度の概要を学び、福祉サービス従事者に求められるマイナンバー取り扱いの注意点や想定されるトラブルを未然に防ぐ心構えを習得するとともに、事業者が個人情報保護を適切に行うため、体制整備や規程の見直しなど、的確な準備を進めることを目的とします。

2. 主催 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

3. 対象者 山梨県内の民間社会福祉施設、事業所、市町村社会福祉協議会の管理者、実務担当者で、マイナンバー制度の基本的事項について学びたい者

4. 日時 平成27年12月16日(水) 13:30~16:30

5. 会場 山梨県青少年センター「多目的ホール」 甲府市川田町517(地図参照)

6. 講師 社会保険労務士 高岡綜合事務所 特定社会保険労務士 高岡伸次 氏 特定社会保険労務士 笹本裕也 氏

7. 主な内容 ①マイナンバー制度とは?(制度の背景と概要) ②マイナンバーの取得から廃棄までの流れ ③今から事業所が行うべき具体的対策(準備すべきルールや規程) ④福祉サービスにおけるマイナンバーの関係と注意点 ⑤Q&Aで最終チェック ⑥その他

8. 定員 100人(1事業所2人までとさせていただきます、先着順)

9. 参加費 1人 3,000円

※受講決定通知でお知らせする指定銀行口座へお振込みください。
現金でのお支払いはできません。

10. 参加申し込み

別紙「参加申込書」により11月30日(月)までにFAXまたは郵送にて
申し込みください。(先着順)

11. 受講決定、受講料の支払いについて

・申し込み締切後、12月上旬に通知予定です。

- ・受講料は受講決定通知に記載された期日までにお振り込みください。
(振込手数料はご負担ください。)
- ・受講料振込後のキャンセルは返金いたしません。当日資料の送付をもって代えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

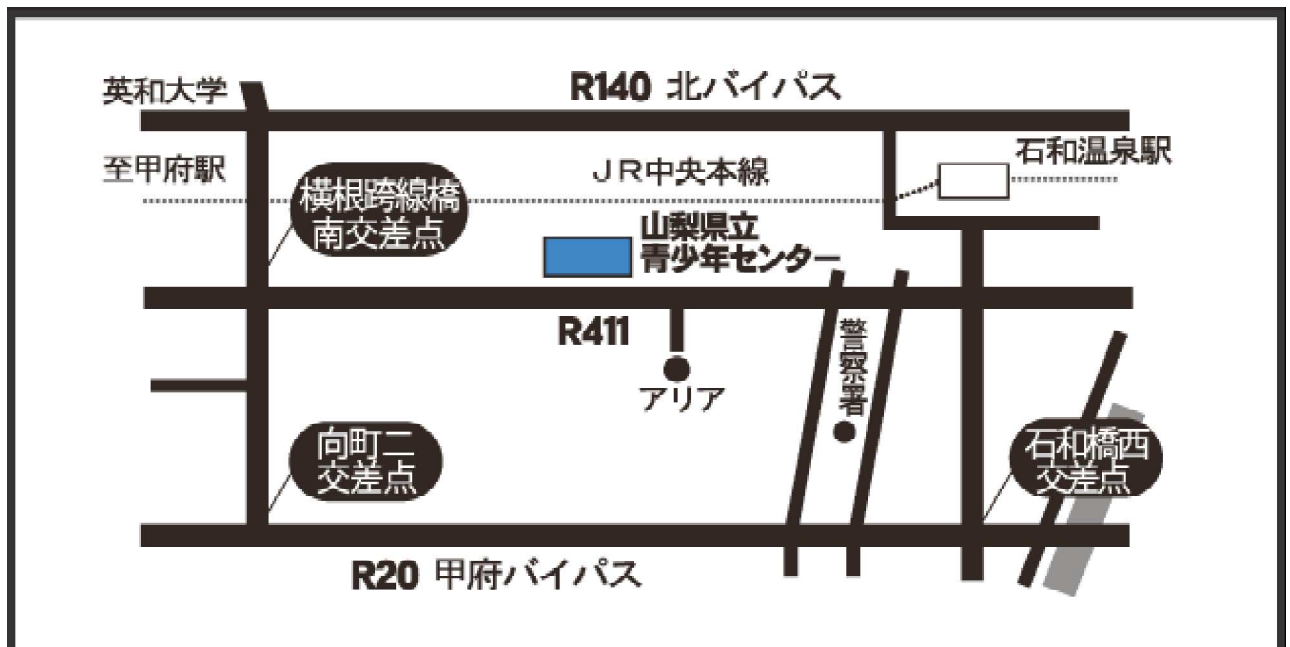
12. 事前質問の受付について

- ・研修内容に関連する質問を受け付けます。受講申込書に簡潔にご記入ください。可能な範囲で研修中に講師から回答します。

13. 申し込み、問い合わせ

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課(担当: 功刀)
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階
電話 055-254-8610 / FAX 055-254-8614

* 会場案内



○車の場合

駐車台数に限りがあります。

できるだけ公共交通機関をご利用ください。また乗り合わせにご協力ください。

※甲府方面から

甲府バイパス「向町二」交差点から和戸通りを北上し、国道411号線(城東通り)を右折、石和方向へ約1km進んだ進行方向の左側です。

※石和方面から

甲府バイパス「石和橋西」交差点から石和温泉駅方向へ北上し、「石和温泉駅入り口」交差点を左折、甲府方向へ約1km進んだ進行方向の右側です。

○公共交通機関の場合

甲府駅から山梨交通バス「山梨県青少年センター」下車1分

(便数や時刻表等につきましては、バス会社へ直接お問い合わせください。)

F A X 0 5 5 - 2 5 4 - 8 6 1 4

「福祉施設（事業所）に求められるマイナンバー制度の
理解とその対応」研修会 参加申込書

法人名		
事業所名		
担当者連絡先	電話番号	FAX番号
(ふりがな) 参加者氏名		職名
(ふりがな) 参加者氏名		職名

講師への質問（簡潔にご記入ください）